

琵琶湖大橋 車種区分

琵琶湖大橋 車種区分	自動車等の種類	摘 要	具体の例 (全部を網羅していません)	高速道路 での区分
普通車	イ 小型自動車	道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第3条に規定する小型自動車(カに該当するものを除く。)をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のものをいう。	5ナンバー乗用車 3ナンバー乗用車 5ナンバーサイズ以下の小型トラック 1ボックス車(定員10人以下)	普通車
	ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のものをいう。		
	ハ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの(以下「普通貨物自動車」という。)のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車(以下「被けん引自動車」という。)を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)をいう。	4トン車(トラック)  セミトレーラ用2車軸トラクタ単車 (何もけん引していない場合に限る)	中型車
	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの)	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの(乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。)のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のものをいう。	マイクロバス(定員11~29人)	(普通車) 中型車
	ホ けん引自動車が普通車(普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。)又は軽自動車等である連結車両	イ又はロに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車(以下「けん引自動車」という。)と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びワ、カ又はヨに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。	軽自動車+1車軸トレーラ 軽自動車+2車軸トレーラ  5ナンバー乗用車 +1車軸トレーラ	普通車  中型車
大型車Ⅰ (大型車)	ヘ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量2.5トン以下のもので4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので車軸数の合計が3以下のもの(ハに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続き等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第1号から第5号まで(第2号イを除く。)に定める限度以下で車軸数の合計が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)をいう。	10トン車(トラック)  4車軸の大型トラック  セミトレーラ用3車軸トラクタ単車 (何もけん引していない場合に限る)	大型車
	ト 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の規定による免許を受けて同法第3条第2項第1号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第3条第2項第2号に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第24条の2第1項第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。	路線バス	
	チ けん引自動車は普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びヘ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとのけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。	5ナンバー乗用車 +2車軸トレーラ  セミトレーラ(2車軸トラクタ +1車軸トレーラ)	
大型車Ⅱ (特大型)	リ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(ヘ又はワに該当するものを除く。)をいう。	特車許可の必要な大型トラック 5車軸以上の大型トラック	特大型
	ヌ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車でボール・トレーラ以外のものをいう。	大型ショベルカー 大型グレーダー ロータリ式除雪車	
	ル 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの(トに該当するものを除く。)をいう。	観光バス	
	ヲ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。	合計4車軸以上の大型トレーラ ボールトレーラ	
軽自動車等	ワ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車をいう。	軽乗用車、軽トラック 50cc超え660cc未満のミニカー (3輪以上)	軽自動車等
	カ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き自動二輪車を含む。)であるものをいう。	125cc超えのバイク (サイドカー付含む)	
	ヨ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。	田植機 農業小型トラクタ等	
原付 (軽車両等)	タ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。	125cc以下のバイク (サイドカー付含む) 50cc以下のミニカー (3輪以上) 1.0kw以下の電動バイク 0.6kw以下の電動ミニカー (3輪以上)	-

★ 定員は、運転者を含めた人数です。  
観光バスの中型は、現在製造されている車両は定員30人以上なので、特大型になります。